

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No. 79

No.79 2017.2.12

■ 2.10『高プロ・裁量労働制の規制緩和に反対し、真に実効性のある長時間労働の規制を求める院内集会』大成功！

2月10日、衆議院第1議員会館にて、上記院内集會を、300名の会場に入りきらないほどの大勢の参加者とマスコミ各社のもとで実施しました。

労働時間規制破壊である「高度プロフェッショナル制度」導入と「裁量労働制の拡大」を阻止し、真に長時間労働と規制となる上限規制と、使用者に時間管理義務を課すことが必要不可欠であるとの榎幹事長報告から始まり、集會アピールを採決しました。

川人弁護士からの基調報告があり、電通事件では、日曜出勤後の泊まり込み徹夜勤務などから、極度の疲労状態になりうつ病を発症した。勤務間インターバル規制(EU並11時間)を実施することで、多くの過労死・過労自殺は防げる。長時間労働には「高度プロフェッショナル」の仕事など果たせないはずだと、政府案の問題点を指摘されました。

電通事件の被害者である高橋まつりさんのお母様からは、ビデオメッセージが寄せられました。

娘のように命を落としたり、不幸になる人をなくすためには、長時間労働を規制するための法律が、絶対必要だと思います。

36協定の上限は、100時間とか80時間とかではなく、過労死することがないように、もっと少ない残業時間にしてください。

また、日本でも、一日も早く、インターバル規制の制度をつくり、労働者が、睡眠時間を確保できるようにして下さい。

残業無しや36協定違反などの法令違反には厳しい罰則を定めるのが大事だと思います。

逆に、労働時間の規制をなくす法律は、大変危険だと思います。

高度プロフェッショナル制や裁量労働制など、時間規制



*の例外を拡大しないでください。
娘は戻りません。娘のいのちの叫びを聞いて下さい。
娘の死から学んで下さい。死んでからでは取り返しがつかないのです。
ぜひ、しっかりと議論をして、働く者のいのちが犠牲になる法律は、絶対につくらないでください。*

多くの国会議員も参加されました。民進党蓮舫代表は、遺族の声は命の叫びである。労基法改悪案は過労死をなくすことと真逆であり、勤務時間を分からなくさせようとしている。政府は野党4党案を審理すらしようとしない。本気で過労死をなくすなら、規制緩和している場合ではないと訴えました。民進党から山井衆議、長妻衆議、大西衆議、泉衆議、井坂衆議、阿部衆議、牧山参議、共産党から田村参議、高橋参議、吉良参議、社民党から福島参議が発言し、自民党からも長尾衆議が参加されました。その他にも、過労死遺族から、若者の夢と希望を奪い、息子と同じ悲劇を生む「働き方改悪」は絶対許さない、労災うつ被害者から、残業の過少申告が指示される自己申告はなくすべきとの訴え、過労死遺族の会や森岡関西大教授からの発言、労組・労働団体からの訴えがありました。

【発信元】 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790